

宝塚市立看護専門学校追実習及び再実習実施要項

(目 的)

第1条 この要項は、宝塚市立看護専門学校細則（以下「細則」という。）第22条の3の規定に基づき、追実習及び再実習の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(追実習の対象等)

第2条 追実習は、細則第22条第1項に規定する学生に対して行うものとする。

2 追実習の期間は、授業科目ごとに必要な臨地実習履修時間数の3分の2に不足する時間数が補えるよう設定するものとする。

3 追実習は、臨地実習施設で実施するものとする。ただし、学校長は、教務会議の意見を聞いた上、不足する時間数及び内容によっては学校内において実施することができる。

(再実習の対象等)

第3条 再実習は、細則第22条の2第1項に規定する学生に対して行うものとする。

2 再実習は、次に定める要件を全て満たしたときに実施するものとする。

(1) 臨地実習施設の入力が可能であること。

(2) 当該年度の時間割上、臨地実習期間が確保できること。

(3) 再実習対象学生の再実習事前学習及び事前準備が面接等により整ったと認められること。

3 再実習の期間は、再実習対象学生が不合格となった理由を再評価するのに必要な期間とし、8日から12日までの期間で学校長が定めるものとする。

4 再実習は、臨地実習施設で実施するものとする。ただし、学校長は、教務会議の意見を聞いた上、臨地実習施設における実習と学校内における実習を併用して実施することができる。

(費用負担)

第4条 追実習は、無償とする。

2 再実習は、学校が再実習実施施設に支払う実習手数料（新型コロナウイルス感染の防止その他の再実習実施施設のやむを得ない事情により当該再実習実施施設での実習が実施できない場合で、学校で実習を実施するときにあっては、学校が負担する実習手数料）に相当する実費を再実習受講学生が負担しなければならない。

附 則

この要項は、平成29年10月4日から施行し、同年4月1日以後に実施する臨地実習について適用する。

附 則

このこの要項は、令和4年4月1日から施行する。